平成２８年（フ）第２５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地５－306
債務者　知念　光夫
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４２７号
東京都板橋区赤塚１丁目14－４　セブンハウス１Ａ
債務者　林　　伸也
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２８号
東京都中野区上高田２丁目38－４－102
債務者　田中　庸子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２号
東京都板橋区志村１丁目13－８－202
債務者　五十嵐　高
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４７号
東京都台東区三ノ輪１丁目11－８－401
債務者　猪木原　博
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４８号
東京都台東区三ノ輪１丁目11－８－401
債務者　秋山　忠男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５１号
千葉県市川市行徳駅前４丁目９－17　プチメゾンＹ棟102
債務者　喜納　晴美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５２号
東京都北区上十条１丁目20－15　元吉方
債務者　新谷　円香（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５３号
東京都板橋区赤塚新町１丁目20－２－505
債務者　沖中　　恵
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５４号
東京都台東区千束１丁目11－11－804
債務者　菊池　康一
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５５号
東京都品川区二葉４丁目４－19－403
債務者　木村　和寿
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６号
東京都目黒区上目黒５丁目６－５－102
債務者　田中　良介
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５７号
東京都狛江市西野川２丁目18－５－202
債務者　村岡亜希葉（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８号
東京都足立区綾瀬６丁目14－８－201
債務者　宮本　哲雄
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５９号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目29－１－101
債務者　原田　公介
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部